

平成23年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成23年6月6日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長職務代理者】ただいまより、平成23年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

先日、本審議会の寄本会長が突然ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。シナリオにはないんですけれども、皆さん、恐縮ですが、10秒間黙禱をお願いしたいのですが、よろしゅうございますか。

それでは、前会長寄本先生の功績をしのんで黙禱をささげたいと思います。

黙禱。

[黙禱]

【会長職務代理者】黙禱終わり。どうもありがとうございました。

それでは、最初に、本日新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、事務局のほうから紹介していただきたいと思います。

【区政情報課長】それでは、ご紹介をさせていただきます。

ただいま、山口副会長からもお話がございましたように、寄本会長の後任として小林弘和委員が委嘱されました。よろしくお願いいたします。

また、今回、区議会議員の改選が行われました。その関係で、区議会議員の委員の方が新たに当審議会委員として委嘱されましたので、ご紹介させていただきます。

深沢としさだ委員です。ひやま真一委員です。中村しんいち委員です。田中のりひで委員です。久保広介委員です。

以上でございます。

また、新しく委員になられた方に、現在の委員の方を紹介させていただきます。

山口副会長です。森岡委員です。鈴木委員です。鱒沢委員です。鍋島委員です。福西委員です。久保雅延委員です。井上委員です。

続きまして、審議会の事務局の関係職員を紹介させていただきます。

審議会を担当します、臼井情報公開担当主査です。岩崎主任です。

私、区政情報課長の橋口でございます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となっております。

副会長、よろしくお願いいたします。

【会長職務代理者】それでは、議事に入りたいと思います。

まず最初に、会長・副会長の選出を行います。

まず、会長の選出ですが、先ほどお話ししましたとおり、寄本会長がご逝去されましたので、会長が不在となっております。改めて会長の選出をしたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長職務代理者】ありがとうございます。

審議会条例第4条によりますと、会長は「委員の互選により定める」ということになっております。そこで、進行についてどのようにいたしましょうか。互選の方法について。

〔「事務局一任」と呼ぶ者あり〕

【会長職務代理者】ただいま、事務局一任の声がありましたので、事務局のほうで会長の互選の手続を進めていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

【事務局】それでは、事務局が進めさせていただきます。

会長の互選ですが、会長は会務を総理し、審議会を代表するポストとなっております。

会長につきましては、本審議会の副会長を長年務められ、これまで新宿区の情報公開制度や個人情報保護制度づくりにご尽力をいただき、そして、この制度について高い識見をお持ちの山口副会長にお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【事務局】異議なしというお声があります。ご賛同いただける方は、拍手をもってご承認をお願いいたします。

〔拍手〕

【事務局】ありがとうございます。

それでは、山口委員に会長をお願いすることに決定させていただきます。

山口委員は、会長席にお移りください。

それでは、続いて副会長の互選についてでございますが、進行を会長にお願いしたいと思います。

【会長】副会長の互選については、それでは私のほうから進行をいたします。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する重要な役目でございます。

長年、新宿区情報公開・個人情報保護審査会の委員を務められ、この4月から同審査会の会長をされておられます、情報公開制度、個人情報保護制度について高い識見をお持ちである小

林委員にお願いいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】異議なしとのお声がございますので、ご賛同いただける方は拍手をもってご承認をお願いいたします。

〔拍手〕

【会 長】ありがとうございました。それでは、小林委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、小林先生、副会長席にお移りください。

それでは、ご選任いただきましたので、一言だけごあいさつをさせていただきます。

会長に選任いただきました山口でございます。

この審議会は、情報公開と個人情報保護と2件を扱うことになっておりますが、実質は個人情報保護の問題がほとんどでございます。区民の個人情報が侵害されないように、また、区政が個人情報を利用して効率的な、区民のために役立つように協力をしたいと思っております。皆様にも、ぜひご協力いただきたいと思います。

なお、本来でしたら、小林先生が会長で、私が副会長のところを、こちらの会議になれているということで、たまたま私のほうが会長をさせていただくことになりましたけれども、小林先生もどうぞよろしくお願ひします。

じゃ、小林先生、一言。

【副 会 長】小林です。よろしくお願ひいたします。

新参者で副会長というのも大任すぎると思うんですけども、どうぞよろしくお願ひいたします。

【会 長】それでは、たくさんの議事がございますので、諮問・報告事項に入りたいと思ひます。

本日の資料について、事務局のほうから確認をしていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

【事 務 局】それでは、本日事前にお配りした資料ですけれども、本日の次第、それから資料1の「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究」から、資料10の「家庭ごみ排出実態調査における排出原単位調査委託について」までとなっております。

机上配付の資料といたしまして、資料11「平成22年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況」、本年度審議会の開催日程、及び本年度の審議会の委員名簿を配付してございます。

また、1件ちょっと申しわけありませんが、訂正がございます。本日の次第の議事の(3) 諮問・報告事項のキ、資料7でございますけれども、「外国人にルーツを持つ」というふうになっていますけれども、この「人」というのは誤植ですので、そこを削除していただけますでしょうか。「外国にルーツを持つ子ども」という形です。

資料についての説明は以上でございます。

本日、また審議案件が非常に多くなっております。大変申しわけありませんが、ご審議の程よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

【会長】ありがとうございます。

それでは、諮問・報告事項に関する審議を次第に沿って進めてまいります。

本日は審議案件が多くなっております。説明される方は、資料を読み上げるだけでなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それでは、資料1の「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究について」の説明をお願いいたします。

【介護保険課長】それでは、説明させていただきます。

まず、事業の概要のページをおめくりいただきたいと思ひます。事業の概要は、この事業名にございますとおり、特別養護老人ホームにおける待機者、新宿区の場合、1月30日で締めた最新の数字で、1,321名の特別養護老人ホームの待機者がおります。その方たちの実態を分析したいということが事業の趣旨でございます。

目的の欄にございますように、今年次期平成24年度からの第5期介護保険事業計画の策定の年度に当たります。その計画を策定するに当たって、高齢者福祉のあり方、それから特別養護老人ホーム等の施設整備数の目標設定の考え方。それから、今実際に待機者の方が何にお困りで、どういったサービスがニーズとして存在しているのかということ調査研究し、この計画の中に生かしていきたいという趣旨でございます。

事業内容でございますが、中身といたしましては、まずこの待機者の方たちに対して、アンケートの調査を実施いたしたいというふうを考えております。それから、入居待機者の実態分析としましては、そのアンケート結果、それから昨年度、高齢者の施策に関する調査をやはりやっておりますが、その結果等も踏まえまして、学識経験者等で構成されたメンバーで検討会を設置しまして、かなり密な検討会等を開催して分析を行っていききたいというふうを考えております。

事業の対象者ですが、特養の待機者、ここには約1,400人と書いておりますけれども、1,300人強になるかというふうに考えているところでございます。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思えます。

様式に沿って、個人情報の目的外利用のペーパーでございますが、この情報の保有元は、特別養護老人ホームの入所の申し込みを受け付け、さらに優先順位等の入所調整の事務を行っているところが同じ福祉部の高齢者サービス課になります。高齢者サービス課が保有している電子形式の情報、それから申請書そのものの生データ、それを保有しております。そして、私ども介護保険課のほうでそれを分析するに当たりましては、生データではなく電子データの形式で、生データも利用しますが、利用先の介護保険課では、ここに書いてありますように、記録媒体としては電子データで管理していく予定であります。

それから、目的外利用を行う理由ですが、これは先ほど申し上げましたように、実態分析を行うためと。

それから、目的外利用を行う情報でございますが、アンケート調査の発送事務等々の委託についてはまた別紙で説明しますが、分析に当たりましては、全体として氏名、住所、生年月日等々、ここに記載されている居住状況に至るまで、ここに記載されている項目について利用して検討材料にしたいと考えております。

目的外利用を行う際に使用する記録媒体は電子データ、それから申請書の生データも使用する予定であります。

目的外利用の時期・期間は、7月1日から今年いっぱいということで予定をしております。

それから、この事業の実施にかかりましてもう1件、こちらは報告事項になりますが、アンケート調査部分については委託を予定しております。委託のほうの内容ですが、まず上から4つ目のます目になりますが、アンケート調査票の送付につきましては、氏名、住所についての情報を使用する。それから、アンケートの調査項目については、これは当然無記名で行いますが、アンケートの調査項目として本人属性、申し込み状況、それから待機の状況、こういったことを調査する予定であります。

処理させる情報項目の記録媒体は、ここに記載のとおりでございます。

それから、委託の内容についてですが、これはアンケート調査票の印刷作成、それから調査票の回収、回収されたもののクロス集計等を含めた調査結果の集計まで、ここまですべてを委託する予定であります。

委託期間としましては、9月30日まで。委託に当たっては、別紙特記事項を付すほか、9月

30日には、すべてのこちらが渡した情報は回収するといったほかに、一番下の欄に記載させていただきましたが、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定し、情報の管理等については施錠等々十分に留意していきたいというふうに考えております。

雑駁ですが、説明は以上です。

【会長】ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

じゃ、ちょっと1つ、私のほうから。目的外利用のほうですけれども、目的外利用を行う情報項目ってこうたくさんあるわけですけれども、これは次の調査の委託というところを見ますと、アンケートだけ見るのかなという気がして、この目的外利用というのは、どこでだれが使うということになるのでしょうか。

【介護保険課長】まず、最初のほうに目的外利用のほうに記載されている項目、こんなにたくさんという印象を確かにお受けになると思いますが、入所調整事務の中で、ポイント制で優先順位をつけていきます。その際の、優先順位をつけていく際のポイントの加点の項目になります。こうした項目を使って、現在の入所調整事務のあり方が適正なのかどうかということも検討材料になりますので、どうしても生データを使ったこういったことが必要になるだろうということでございます。

【会長】ほかにご質問かご意見は。田中委員。

【田中委員】この保有元と利用先のところの利用先に、登録業務に係る個人情報の記録媒体は電子データということだけになっているんですけれども、これはどういうことですか。

【介護保険課長】こちらの書き方なんですけれども、介護保険課がこの業務で個人情報として、この業務を通じて記録する媒体としては紙では持たずに、すべて電子データで管理したいということで記載させていただいています。

【田中委員】じゃ、使うのは紙も使うけれども、記録として使うのは電子データで管理するという、そういう意味ですね。

【介護保険課長】はい。

【田中委員】もう一つ。ここでは、要するに特記事項ということで、保護について書かれていますけれども、各委託先がいわゆるプライバシーポリシーといいますか、そういうものをちゃんと持っているかどうかということは、委託条件などに入っていますか。

【介護保険課長】はい。当然、プライバシーポリシーその他、プライバシーマークでしたっけ。そういったものを持っている事業者を選定していきたいというふうに考えております。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

ご意見がなければ、取り扱いについてお諮りいたします。

本案は目的外使用については、これは諮問事項ですからご承認いただくということにして、調査の委託は報告事項ですので了承ということで進めたいと思いますが、それではよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、今のおり可決されたということで進めます。

続きまして、資料2の「新宿区介護モニターについて」の説明をお願いいたします。

【介護保険課長】引き続き、介護保険課長から説明させていただきます。

1枚おめくりいただいて、事業の概要でございます。この新宿区の介護モニター事業、平成17年度から実施している事業ですが、従来の介護モニターの事業の実施方法としましては、一般の広報等による公募で行ってまいりました。しかしながら、17年度からはほぼメンバーの方が固定化しつつありまして、ということもあり、制度もことしで11年目を迎えますので、より広範な多様なご意見をこのタイミングで一度伺ってみたいということで、自治基本条例の区民討議会の仕方にヒントを得まして、ああいった形で広く無作為抽出による呼びかけをして、介護モニターを一度集めてみたいということが事業の趣旨でございます。

事業の内容でございます。目的には、介護保険サービス向上の一環としてご意見を伺うということがございます。それから、対象としましては65歳以上の区民の方。それから、要支援・要介護認定を受けている区民またはそのご家族ということを対象にさせていただきます。

実施予定、この審議会の決定をいただきましてからすぐに準備にかからせていただきたいというふうに考えております。

抽出方法としましては、介護保険の被保険者のデータを持っておりますので、その中から800人を層化無作為抽出するということで考えているところでございます。

1枚おめくりいただいて、目的外利用についてのペーパーについて説明させていただきます。

保有課は同じ介護保険課ですが、これは現在、資格事務、資格管理業務の中で持っている情報ですので、これを目的外利用するという趣旨で記載させていただいております。

現在の記録媒体ですが、ほとんどは電子データですが、一部、生活保護受給者に関する一部の情報のみ紙データが混在しているという状況で、現在介護保険課が管理している情報になります。

目的外利用を行う理由ですが、介護モニターについて、条件に該当する対象者に協力依頼す

ると。郵送でお手紙を差し上げて募集する予定であります。

目的外利用を行う情報項目ですが、第1号被保険者の氏名、住所、生年月日、性別。それから、2号被保険者の同じく氏名から性別、それから2号被保険者については、要支援・要介護状態区分も条件に入れた上で抽出するということになります。

目的外利用を行う際には、電子データの部分を目的外利用するということになります。

目的外利用の時期・期間ですが、この決定をいただきましたら、来年度いっぱいまでということを利用していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

【会長】ありがとうございました。

まことに基本的な質問で恐縮です。層化無作為抽出というのは、層化というのがわからないんですけども、これはどういう。

【介護保険課長】全部の中から、地域別、男女別にばらつきが出ないように、例えば、榎町特別出張所管内の高齢者と65歳以上が占める比率、地域別に微妙に異なりますので、ちゃんとその比率で出るようにすべて一律、例えば、10出張所から100人ずつではなく、高齢化率に合わせた65歳以上の方を選出するというところでやる予定です。

【会長】わかりました。ありがとうございます。

それでは、委員の方からご質問、ご意見をお受けしますが、いかがですか。田中委員。

【田中委員】これは、例えば800人を層化無作為抽出をして出しますよね。それが全員皆さん、わかりましたという人ばかりでは多分ないと思うんですけども、そういった点では、区民討議会のことで、実際上何人ぐらいを区民討議会の参加者として想定をしているんですか。

【介護保険課長】区民討議会のときに反応があったのが10.4%だったというふうにお伺いしておりますので、やはり約1割ということで一応目標を立てまして、800人の方にして、1割反応があればうれしいなということで、80人の方から選ばせていただければと考えております。

【会長】田中委員。

【田中委員】これは個人情報等はあれですけども、実際問題は層化無作為抽出と、今のようにな新宿区全体を含めたバランスをとろうというふうに出しますよね。しかし、結果として、じゃ、バランスがとれるかどうかということはあると思うんですけども。

【介護保険課長】実際に、もし40名を超えるご応募をいただければ、その中で性別と地区別にアンバランスが生じないようにお断りする場合がありますということ添えて、募集をかけようかと思っております。

【会 長】田中委員。

【田中委員】あと、今回はこういう方式をとるということになりますけれども、これまで介護モニターをやってこられた人たちは、逆に言うと、非常に熱心に関心を持ち、提言も行ってきているというふうに思うんですけれども、当然その方たちはまたことしも介護モニターの募集があるものだというふうに想定もされているというふうに思うんですけれども、その点では一般的に、新しい制度と同時に、今までやられてきた方たちに対して、一つは丁寧な説明をする、あるいはもしくは、その方たちの意見をどこかで集約できるような方法が持てないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

【介護保険課長】実際にお問い合わせも既にいただいているところですので、今回の、ことしはこういったことでやりますけれども、実際には、実は足りないかなとも思っているところがありまして、もうしばらくお待ちくださいとお願いしているところでもあります。

それから、会議とアンケート方式がありますので、その点については少し検討をしていきたいと考えております。

【田中委員】よろしくをお願いします。

【会 長】ほかの委員で、ご質問、ご意見、ございませんか。井上委員、どうぞ。

【井上委員】介護モニターの協力者を抽出するんですけれども、目的外利用としまして、介護保険課で事務をやられている部分なんですけれども、これもやはり目的外利用になってしまうのでしょうか。

【介護保険課長】事務の目的が異なるということで、条例上そのようになっていると考えております。

【井上委員】ちょっとそこまで読んでいなかったんですけれども、そういうことになっているんだったら、じゃ、目的外利用ですね。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかに、ご質問、ご意見がなければ、お諮りいたしますけれども。

この件は目的外利用でございますので、ご承認いただけるかどうかということで、ご承認いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、承認可決ということにいたします。

次に、資料3の「アセットマネジメント支援システムの開発について」のご説明を、どうぞ。お願いいたします。

【土木管理課長】土木管理課長でございます。

それでは、アセットマネジメント支援システムの開発について、ご説明をさせていただきます。お配りをしております2ページ目の資料をごらんいただければと思います。

このアセットマネジメント支援システムにつきましては、みどり土木部で所管しておりますいわゆる土木資産につきましては、電子地図情報GISを使ったシステムを開発しまして、資産の合理的、かつ最適な管理を支援するシステムをつくらうというものでございます。

今回のシステムでございますけれども、従前、私どもみどり土木部で所管しております地積情報の管理システム、そういったものの機能を取り込んだ形でシステム統合したいということでございまして、今後、道路の舗装ですとか公園、街路灯などについて、資産管理をしていく上での資料の整理、分析を行うようなシステムでございます。

これについては、統合型GISというシステムを考えてございまして、恐れ入りますが、3枚目にこんな図面をおつけしてございますけれども、GISサーバーを経由して、庁内のLANを活用して、それぞれの持ち場のデータ等々の入手が可能になるようなことを考えてございます。

それで、今回お諮りをいたします個人情報ということでございますけれども、その中で、私どもいろいろな施設に関する陳情を扱ってございます。土木施設に関する区民の皆様方から寄せられました陳情情報について、これは道路関係で言いますと、こちらの資料にもございまして、2,000件程度、またそれ以外、公園の部分で言いますと、このほかに1,600件ほどございまして、そういった陳情についての情報を整理しまして、また分析等々に活用しようというものでございます。

扱っております個人情報につきましては、3ページの資料をごらんになっていただければと存じますが、陳情された方の氏名、住所、電話番号、陳情内容、回答ということでございます。それで、こちらにつきましては、私ども、道路、公園を管理する出先の事務所がございまして、そちらの事務所においては陳情者の住所、氏名等々が閲覧できるような形にしたいというふうに考えてございます。それ以外のところにつきましては、そうした住所とか陳情者の氏名を除いたものについてのみの閲覧ができるような形での制限をかけたいというふうに考えてございます。

なお、今回、システムの開発は7月から、7月ごろ業者を選定しまして契約を締結する予定でございますけれども、この開発を委託する業者は、開発の段階では個人情報を扱うということとはございませんで、システム導入後の24年1月、稼働を予定してございますけれども、それ

以降、私どもで入手したデータを打ち込んでいくというような形になるかというふうに考えてございます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明とさせていただきます。

【会 長】どうもありがとうございました。

1点だけ、すみません。陳情がデータとして何か蓄積されている、今までも集積されているようですが、主にどんなこと、どのような問題かちょっとわかりかねるんですが。

【土木管理課長】例えば、非常に卑近な例で言いますと、そのお宅の前の側溝に水がたまるとか道路がひび割れる、あるいは振動がする、そういったようなこともございますし、それ以外に、例えば、ご自分の前にガードレールをつけてほしいとか、そういうような情報もございます。また公園ですと、さまざま遊具の関係ですとか、最近、特に季節的に言いますと、これからですとカラスが襲ってくるとか、そういったようなこともございますし、非常に雑多な形で陳情というのはいただいております。

【会 長】わかりました。ありがとうございました。

それでは、ほかに委員の方からご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】ちょっとまず確認させていただきたいんですけども、これまではそういった陳情内容、回答内容なんかの記録は、何か所定の用紙があって、それにされていたんですか。

【土木管理課長】今までは陳情受付簿というような複写の用紙がございまして、通常は簿冊にとじ込んでおく。1枚のほうはその担当者が持って、例えば処理等々を行うというようなときの連絡用に使ったりしてございました。あと最近では、今は庁内のイントラがございまして、その書式だけでなく、係内しか見られないようなフォルダが庁内のイントラであるんですけども、その中で、既存のファイル等々を使って集積してというようなケースもあるようでございます。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、現在も庁内においては、他の職員の方はペーパーで見られるという状況になっているわけですね。

【土木管理課長】係内といいますか、事務所内に限定されますけれども、その係専用のファイルというのがございまして、その中でのやり取りですので、他の係とか他の所属の人間が見ることはできないような扱いをしております。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】次なんですけれども、先ほどのご説明の中で、事務所に来られた方に関しては、

その陳情をされた方の住所、氏名も閲覧できるとおっしゃいましたか。ちょっとそこは確認なんです。

【土木管理課長】実際に陳情をいただきますと、その陳情の対応をいたしますのは私ども出先の事務所、道路だったり公園だったりの事務所になります。その関係で、例えば現地に行ったときに、その方が同様の陳情をされていたとかいうときに、以前に私がこういう陳情をしたのに知らないということになりますと、いろいろトラブルの原因になります。そういった関係がございますので、出先の事務所に関しては、どなたからこういう陳情をいただいたかということまで見られるようにしたいというふうに思っております。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】その閲覧はあくまでも職員の方限定ということで、ちょっと確認させてください。

【土木管理課長】職員のみですし、その出先の事務所に限ってということでございます。

【会 長】じゃ、ほかに。鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】この開発の委託というと、どこに開発の委託をなさるのですか。

【土木管理課長】これについては、GISといいまして、地図情報をコンピューターで扱うことがございますので、そういったコンピューターと、なおかつ測量等々の技術がある、いわゆる大手の測量会社というようなことになろうかと思えます。こちらについては、これからプロポーザルを実施して、業者の選定をしていきたいというふうに考えてございます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】測量会社にこの情報を渡すわけではないんですか。機械上でやるわけですか。

【土木管理課長】システムを測量会社といいますか、そういうコンピューターのシステムをつくる会社につくっていただきます。データについては、これから私どもが、職員がそれぞれの出先で受けた事務所を記録していくということでございますので、今回のシステム開発業者がその個人情報を扱うということではございません。

【会 長】よろしいですか。

ほかに。井上委員。

【井上委員】今の鍋島委員の質問に関連して、これは開発自体はそうだと思うんですけども、実際運用していくときはもう、いわゆる業者は全然かかわってこないというふうに考えていいんでしょうか。それとも、運用するときはまたこういう形で諮問をかけたりするんでしょうか。

【土木管理課長】業者については、その陳情情報については全く扱わないということでござい

まして、入力作業については、私どもの職員が、それぞれ受けた段階で記録していくというところでございます。

【会 長】ほかにはございませんでしょうか。田中委員。

【田中委員】今、いろいろお話が出ているわけですがけれども、まずシステムの開発ですから、それはどこかに頼むわけで、それもあくまでもシステムですよ。そうすると、きょうここで審議する個人情報の保護という点で見れば、何が求められていることになるんですか。

【会 長】ちょっとそれは制度の問題なので。要するに、こういうふうに個人情報を大量に扱う、しかもコンピューターみたいなもので電子処理ができるもの、こういうもののシステム開発についてはこの審議会に諮問しろと、こういうふうに決まっているんですよ。

だから、たまたまこのシステムの問題じゃなくて、基本的に、そういう電算機で処理するようなシステムの開発をする場合はこちらに諮問しろということなので、この今の土木とかそういうことと全く関係なく、それで承認して、それで個人情報の問題はまた別途ということになって、今ご説明されようとしているのは、要するに、個人情報の処理は外に頼むんじゃないで、庁内でやりますよと、こういうことなので、まさにシステムそのもの、こういうシステムをつくるのがいいのか、個人情報をこんなに大量に集めて危険はないんですかと、こういうことがこの審議会に質問されているのかなというふうに思います。

補充があればどうぞ。

【土木管理課長】今、会長がご説明していただいたとおりでございます。

【田中委員】わかりました。

【会 長】ですから、とりあえずはちょっと個人情報の危険性はまだ、余り実感できないというか。こういうものを、ただ余り集積するということが危険につながるから、こういうシステムは開発したらいけないよと、しないほうがいいよというご意見はあってもいいと思うんですよ。こういうものを余り集めると何に利用されるかわからないから、こういうものは集めないほうがいいですよというご意見なら、それはシステムを開発しないほうがいいという反対意見ですから、ぜひ、そういうのは意見を出していただければよろしいと思います。

この件は、今のところご意見が出尽くしたようなので、取り扱いについてお諮りいたしますが、先ほどから申し上げましたように、システムの開発ですからこれは諮問事項なので、ご承認ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、承認可決ということにいたします。ご苦労さまでした。

次に、資料4の「新宿区第二次実行計画策定に向けた区民討議会の開催について」、ご説明をお願いします。

【総合政策部特命担当副参事】総合政策部特命担当副参事でございます。どうぞよろしく願いいたします。

新宿区第二次実行計画策定に向けた区民討議会の開催についてでございます。本件につきましては諮問の部分と報告の部分と2つございます。

お手元の資料の2ページをごらんください。事業の概要をご説明いたします。新宿区では、平成24年度から27年度に、区が計画的・優先的に推進していく事業をとりまとめました新宿区第二次実行計画を策定してまいります。この計画の素案に掲げる事業につきまして、ふだん余り区政に参加することのない区民の皆様から率直なご意見を伺うため、無作為抽出した区民による区民討議会を開催し、事業仕分けの手法を活用した事業判定を行うものでございます。こちらの判定結果につきましては、そのほかのパブリック・コメント等の意見とあわせて総合的に判断し、多様な区民による透明性の高い計画づくりを目指していくものでございます。

こちらの区民討議会におきましては、多くの外国人が居住しているという新宿区の特徴を踏まえまして、日本国籍の方だけではなく、新宿区に長く住所を有する外国人、こちらの方々にも参加していただきたいということで、対象者としてご意見を伺っていくものでございます。

開催日時でございますが、現在のところ10月22日、23日の土日の2日間で開催をしようということを用意をしているところでございます。

討議方法でございますけれども、別に定めます基準によりまして選びました事業について、それぞれ参加者をグループに分かれていただきまして、職員により事業説明をし、質疑応答をさせていただきます。その後、区民の皆様で討議をしていただき、事業判定等を行っていくものでございます。

参加者の選び方でございますけれども、いわゆる永住資格を有する、特別永住を含みますけれども、外国人の方々の中から、こちらの方々と、日本国籍の住民登録者をあわせまして、18歳以上の方1,200名を無作為に抽出させていただきまして、区民討議会への案内状を送付させていただくものでございます。参加者は60名程度とし、希望者が多い場合は抽選をさせていただこうというふうに考えてございます。

続きまして、次のページをごらんください。

こちらが諮問事項のほうでございますけれども、区民討議会参加依頼者を抽出するための外国人登録簿の個人情報目的外利用ということでございます。先ほどご説明させていただきま

したように、永住資格を持つ外国人の方についても、こちらの討議会に参加していただくということで、外国人のデータを目的外で使用させていただきたいというものでございます。

中ほど、目的外利用を行う理由でございます。永住資格を有する外国人区民に対しまして、住民登録者と同様、第二次実行計画策定に向けた区民討議会への参加依頼を行うためでございます。

その下、目的外利用を行う情報項目でございます。お名前と住所、こちらは郵便を出すのに必要な項目でございます。生年月日と性別、こちらはグループ分けをするときに、バランスよくグループ分けをするために、性別と生年月日を使わせていただきたいということでございます。在留資格については、永住者、特別永住者というところで選ぶために使わせていただくものでございます。最後の国籍につきましては、統計上、どこの国の方が何人参加したというふうな形で使わせていただきたいというふうに考えてございます。

目的外利用を行う際に使用する記録媒体は、紙、それから抽出のためのデータということになってございます。

目的外利用の時間・期間につきましては、資料のとおりでございます。

こちらが、外国人データの目的外利用のことでございます。

続きまして、次のページをごらんください。

こちらの区民討議会を業者委託で実施をするということで、こちらは報告事項ということで、ご報告をさせていただきます。

表の中ほどに委託の理由というものがございます。区民参加による討議会運営のノウハウを持った委託業者に運営、準備等の業務を依頼することで、業務を効率的に実施するためでございます。

その下、委託の内容につきましては、案内状及び参加申込書等の窓空き封筒を利用した封入封緘、発送に関する作業。あるいは、これ事前準備会というものをつくりましますけれども、事業判定対象事業の選定基準及び評価基準の検討というものを、我々と一緒にやっていただくと。それから（3）としまして、区民討議会の準備、運営、進行、記録、参加者への待遇、そういったものを行っていただくと。最後に、報告書の作成も行っていただくというようなことでございます。

委託の期間につきましては、契約締結の翌日から年度いっぱいということで、行わせていただきたいと思っております。

委託に当たり区が行う情報保護対策としましては、次のページにございますけれども、個人

情報に関する特記事項を契約書に添付するとともに、2番に書いてありますとおり、参加申込書の返信先、発送自体は業者に委託しますが、返信先は区のほうということで、区で回答内容を確認した上、必要なデータだけ業者に引き渡すということでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策としましては、取扱責任者及び取り扱う者を特定していただくということと、特記事項にも書いてございますけれども、提供された情報は施錠できる金庫に保管するよう指導していくものでございます。

簡単でございますけれども、ご説明とさせていただきます。

【会長】ありがとうございます。

ちょっと私から質問ですが、目的外利用の関係ですけれども、新宿区には大体外国人登録者は何名くらいいて、今回発送の対象と考えている人数はどれくらいのことなんでしょうか。

【総合政策部特命担当副参事】約でございますけれども、外国人登録者が3万5,000名ほどいらっしゃると思います。そのうち永住資格を有する者ということで、永住者の方が大体5,000名程度、特別永住者の方が1,500名程度というふうに認識してございます。

【会長】発送対象は1,200というふうに聞いたので、このうちの外国人の方にはどれだけという、住民登録の方と外国人の登録の方、どれくらいの比率で発送対象にされるのかなと。お願いします。

【総合政策部特命担当副参事】大変失礼いたしました。基本的に、外国人の方と日本国籍を持っている方、18歳以上の方をデータで引っ張って一緒にして、その中から無作為抽出をするというふうな作業になってございますので、特に外国人の方が何名というふうに規定しているわけではございません。統計学上は、30万人と6,500人前後ですから、そのぐらいの比率であられるのかなというふうに思っております。

【会長】ありがとうございます。

それでは、委員の方でご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。田中委員。

【田中委員】今回、外国籍のある方を無作為抽出で出すわけですが、これは慎重にやることが重要だと思うんですね。いわゆる外国籍がある方がすべて、じゃ日常生活の中で、ご本人が外国籍だということを表明して生活をしていらっしゃる方もいれば、そうでない方も当然いらっしゃるわけですから、そうすると、やはり一般的なアンケートではなくて、外国籍だということで調査の依頼が来るといことになると、やはり自分の個人情報ができるように活用されるのかということ、通常以上に非常にデリケートな問題になってくると思うんですね。

そういった意味では、発送する際についても、一般的な発送と違った、やはり丁寧な情報保

護についての説明をやったりしないと、それがいったん外に出たら、もうそれは重大な人権問題に発展する可能性がありますので、その点はどのように考えていらっしゃるのかということが一つ。

それから、これはよく封入作業だとかいろいろなことがあるんですけども、大体委託先の事務所に持って行って、そこから持ち出すなという話になるんですけども、こういう作業は、例えば、データを持ち出さないためにも区の中で行うということはできないんですか。

【会 長】どうぞ、お願いします。

【総合政策部特命担当副参事】1点、外国籍の方でも、ご自身が外国籍ということを表明されずに日常生活を営んでいる方というのは確かにおられると思います。今回私どもは、先ほどご説明申し上げましたように、外国籍の方だから選びましたというような形ではなくて、第二次実行計画策定に向けて区民討議会ということで、そちらの参加の、そういう権利を行使できるというんですか、排除しないという意味で入れさせていただくということでございますので、当然、送るものについては、外国人だからというような形はとりませんし、統計上、我々の手元で何人外国の方が参加したというのは、数字はとりますけれども、それぞれの個人の方が何国籍というような扱いは、我々もしませんし、我々の資料とかそういうものでもするつもりはございません。

それから、発送業務につきましては、今回、窓空き封筒ということで、特に入れ間違いというんですか、表紙と中のものとそれぞれ違うものを入れないようにということで、特に窓空き封筒にすれば、ご本人のものは確実にご本人に届くというような工夫をさせていただきました。そういうところに注意をしながら、効率的な仕事をしていくという観点からも、この点は業者に委託していきたいというふうに考えてございます。

【会 長】田中委員。

【田中委員】そうしますと、ここで言っている外国人登録者の抽出について、ある意味でいけばそれを特定しないということになった場合、ご本人たちは、要するに自分のところにたまたま来たということで、応募をされることになると思いますけれども、それはあくまでもその人たちの意見を聞くということになると、逆に言えば、皆さんもそのところで聞きたいわけですね。外国籍の人は外国籍の人としての意見を。その辺で見ると、その趣旨が果たして、そういう一般的なやり方で、ご本人たちにも別に特段そういうことじゃないということで、趣旨が徹底されるものなんでしょうか。

【会 長】ちょっと私からもあれですけども、これ手紙を出すときに、無作為抽出したも

なのであるとか、何かあなたのところへ手紙を出すのはこういうきっかけというか選出でお願いするんですよというようなことは、どこかに手紙文で書かれるわけでしょう。

どうぞ。あわせて田中委員の質問と。どうぞ。

【総合政策部特命担当副参事】今、会長からお話がありましたものについては、封書で送りますので、そういった説明を中に入れて、お名前を出して、区長からのお願いということですが、無作為抽出で選ばせていただきました。今回やります区民討議会というものの理念と申しましょうか、趣旨が、ふだん手挙げ方式でご自分の意見をいっぱいおっしゃっていただく方は、そういう機会は別に用意しますけれども、ふだんなかなかそういう機会のない方、そういう方にもぜひ参加していただきたいということで、その一つの工夫として、こういう無作為抽出という手法をとらせていただきますものですから、そこについては説明をさせていただいてご案内を差し上げたいというふうに思っております。

それから、無作為抽出ということでございますので、今回、外国人の方を対象から排除することではなくて、区を構成する新宿区民の方々ですので、特に外国人の方に外国人としてのご意見をちょうだいするためというふうには思っておりません。無作為抽出で多様な方を選ばせていただいてご案内をするという中の一つに、たまたま外国籍の方も入れていくということですので、それについては特別にこちらのほうでそういうお願いをするとかということはありません。

【会 長】よろしゅうございますか。

井上委員。

【井上委員】今のお話を伺って、企画政策のほうでは、外国人登録じゃなく住民基本台帳だけだったら27万人の情報ですけれども、外国人の方も含め30万人の方の中から区政に対するご意見をいただく機会をつくりたいという趣旨はよくわかって、それに対して、その3万人を追加することによって個人情報をすごく大切に扱っていかなくちゃいけないんじゃないかというご意見があったわけなんですけれども、そこは別に27万から何人とか、3万から何人選ぶんじゃないかと、あくまでも30万人から何人選ぶということをきちんと言うとともに、それからこの30万人というのは、いわゆる住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を使わせていただきましたということを書いておくということ。ここだけをちょっと、多分みんな委員の人は期待をしていると思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【会 長】鍋島委員、お願ひします。

【鍋島委員】この後、これは会議をやるのでしょうか。ここに2ページのところ、職員によ

る事業説明と質疑応答と区民討議と、その選ばれた方々で何か会議をやるように、私はこれを受け取ったんですけれども。私も消費者講座等で、いろんなそういう意見をお願いすることがありますけれども、日本のこのごろの若い方でも、名前は言わない、記録をとる場合は名前は言いませんということで、会議の中でおっしゃる。ですから、記録の中に名前が残らない会議もあるんですね。

まして外国の方ですから、先ほど言いましたように、ご自分が外国籍なのか日本籍なのかという点もありましたら、この会議というのは、やはりここにも関係すると思いますけれども、個人の名前を出して討議をするのか。やっぱりそういう今の区民の状況の中で、そうでなくてもできるのかというところをちょっと教えてほしいと思います。

【会 長】どうぞ、お願いします。

【総合政策部特命担当副参事】会の運営の方法につきましては、今後、業者によるプロポーザルで詳しく決めていきたいというふうには思っていますけれども、市民討議会一般ですと、少人数の、例えば5名とか6名とか、そういった方々にグループになっていただいて個別の話し合いをしてもらうというような形で進めていくというようなことになります。

その中で、一般的に言いますと、グループの中ですので、最初はアイスブレイキングと申しますか、少し時間を使って自己紹介をしていくというのが一般的なやり方だというふうに思っております。名札をつけて、自己紹介をして、自分たちでいろんな問題について話し合っていくというふうな形になります。

ただし、こちらの討議会の結果につきましては、報告書という形でまとめさせていただきますけれども、その報告書の中には、当然個人の方の名前というものを入れるつもりはございません。区民の皆様からこういった話し合いがなされて、こういう意見をちょうだいしましたというような形で報告書をまとめさせていただきますので、あくまでも個人の名前が出るというのは、その個別のグループのところという。逆に言えば、例えばご本人の名前が嫌であれば、通称名、ニックネームというんですかね、そういうものを名札に書くような工夫があってもよろしいかというふうには思っています。

【鍋島委員】これ委託すると、そういう細かいことまで委託協定に書かれるわけですよね。じゃないと、そうじゃないことでなされてしまわれるかもしれないですよね。ということもあると思いますので。

【会 長】今の関連質問なんですけど、目的外利用のところでは在留資格、国籍まで利用しないと、何か抽出に難しいことがあればと思っているんですけれども、運營業務を委託する段階

では、どれだけはこの委託業者に提供されるのか。このご説明を読むと、住所、氏名だけ2項目かなというふうに思うんですが、それであれば余り、外に出る情報は住所と氏名だけだからというふうに理解するのですが、いかがですか。

【総合政策部特命担当副参事】在留資格という部分については、データを取り出すためだけに使いますので、それについては区のほうで取り出して抽選をするというような形になります。ですので、業者に渡すというふうには考えてございません。

したがって、住所と氏名、会長がおっしゃるとおり、そちらのデータだけ業者に引き渡すということになるかと思っています。

【会 長】ほかに何か、ご質問かご意見ございますか。

それでは、よろしければ、取り扱いについてお諮りいたします。

この件は、個人情報目的外利用については諮問事項であり、運營業務の委託については報告事項ですが、それぞれ承認と了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、いずれも承認、了承されたということで終わりにいたします。

引き続きまして、資料5の「新宿自治創造研究所・外国人WGヒアリング調査」に係る作業補助委託についてです。

【新宿自治創造研究所担当課長】恐れ入ります。私、自治創造研究所担当課長も兼務してございますので、引き続きご説明をさせていただきます。

新宿区に居住する外国人の居住実態調査ということでございます。事業の概要をごらんください。事業内容を簡単にご説明いたします。

新宿自治創造研究所は、区の政策形成能力の向上を図り、豊かな自治の創造を目指す区政運営に資することを目的としてございます。こちらのほうで平成22年からの2年間、新宿区における人口、外国人、集合住宅、この3つを研究テーマとし、ワーキンググループをつくり研究を行っているところでございます。この中で、外国人を研究テーマとする外国人ワーキンググループでは、新宿区に住む外国人の居住生活実態や行政ニーズ、こういったものを明らかにしつつ、人口の変動要因や今度の動向を考察するという作業を進めているところでございます。

22年度からの2年間ということで、昨年度からこの研究を始めているんですが、昨年度は基礎的な統計データを整理・分析し、レポートというものを1つ出させていただいております。今年度は統計データからではなく、外国人関連団体及び個人の方にヒアリングを実施いたしまして、それを分析することにより研究を深めていきたいということでございます。

こちらの調査に当たりまして、事前調査票の発送、ヒアリング同行、ヒアリング調査の記録・反訳等の補助作業を委託するものでございます。

次のページをごらんください。

表の上から4つ目でございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますけれども、新宿区に居住する外国人の中から、関連団体の紹介により選ばせていただく、最大でも24の個人・団体というふうに思っておりますけれども、こちらの住所、氏名、性別、在留資格、国籍等の属性と、ヒアリングでの質問項目というような内容でございます。

こちらの情報項目の記録媒体でございますけれども、発送をするということであて名ラベル、それから、ヒアリング調査の音声記録をとりますので、こちらのデータ、テープ反訳の紙による浄書、こういうものでCD-R24枚とプリント24部というようなことでございます。

委託理由でございます。ヒアリング調査の実施・分析のノウハウを持った委託業者に依頼することで、調査目的を効率的、効果的に達成するためということでございますけれども、その下の委託の内容でございますように、ヒアリング調査の依頼状の作成というものがございます。こちらは外国人ということで、外国語で依頼状を作成することをかなり想定してございます。英語とか中国語ということであれば当研究所で対応可能なのですが、それ以外の新宿区にいらっしゃる多数の言語をお使いの方、そちらのいろんな言語に対応するというので、業者に委託するものでございます。そのほか、こちらのヒアリング調査の発送、それからヒアリングの同行、それから通訳、それから後日の記録データからの反訳、こういったものを委託するものでございます。

下から2番目でございますけれども、区が行う情報保護対策としましては、個人情報に関する特記事項を契約書に添付させていただくとともに、データ、業者に渡したものについては、業務終了後に区に返却をさせるものでございます。

それから、受託業者に行わせる情報保護対策ということで、取扱責任者及び取扱者を指定するというのと、こちらの業務につきましては、ヒアリングの内容がかなり個人情報を扱うという可能性もございますので、ISO27001シリーズあるいはプライバシーマーク、こういったものを取得している業者ということで制限をさせていただいているものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明させていただきました。

【会長】 ありがとうございます。

私から1点。このヒアリングのときの質問事項というのは、準備されていないのでしょうか。

【新宿自治創造研究所担当課長】 具体的には、業者が決まりましたから業者とヒアリングの設

計というんですか、そういった内容をこれから精査することになりますけれども、大まかに申し上げますと、基本属性、それから外国の方が属するコミュニティについて、そのコミュニティの人口増加・減少の要因と今後の動向、あるいは定住の要因であるとか生活上の問題、あと行政への要望、さらに今回の東日本大震災を踏まえまして、そういったときの対応、情報をどうしましたかとか、地震で困ったことはありませんでしたかとか、そういった内容もあわせて聞こうかというふうに考えてございます。

【会 長】これは、いずれにしろ定型化されているんですね。Aさんにいったときの質問とBさんにいったときの質問は、当然同じ質問ということでもいいですね。

【新宿自治創造研究所担当課長】当然、こちらからする質問につきましては、当初設計をいたしましてその内容を聞きますが、その返事によって深く掘り下げていく部分が、どうしてもヒアリングでございますので出ますので、全部同じ質問をするかということではなくて、当初設計とそのプラスアルファという部分が出るかというふうに思っております。

【会 長】ここは、情報が既に収集されているものをどう利用するか、目的外利用なんかまさにそうなんですけれども、それよりもっと手前で、個人情報収集する段階で、余計な個人情報は収集しないようにというのもこの重要なテーマなので、ちょっと今の点はお聞きしたのと、気をつけていただきたいなと思います。

ほかに委員の方で、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。田中委員。

【田中委員】これは、委託先が既に株式会社サーベイリサーチセンターということになっていきますけれども、入札とかプロポーザルではなくて、サーベイリサーチに随契でこれやるんだと思うんですが、決めている理由と、もう既にこれは委託先は決まっているんですか。契約はどうなっているのでしょうか。

【新宿自治創造研究所担当課長】失礼いたしました。こちらについては、具体的な仕様を示して、プライバシーマークであるとかISO27001というような条件を付しまして、入札で決めたものでございます。既に入札が終わって、業者は決まっております。

【会 長】田中委員。

【田中委員】その辺の書き方で、もう既に入札で委託先が決まっているということであれば、受託事業者に行わせる情報保護対策というところがありますけれども、これは取得していることとするというふうになってはいますが、こういう書き方なのが、私から見ると、もう既にこの業者はこういう情報保護対策をとっている業者ですという、そういうふうにしていただいたほうがいいのかと思いますので、ちょっと意見だけ。

【会 長】じゃ、その関連ですが、その上に、委託開始時期が5月20日になっているので、これは委託の関係は一応報告事項なので、事前承認ではないのでいいんですけども、今の関連で、もう既に決まったことだから余り意見を言ってもしようがないかなみたいなご質問だと思うんです。できるだけ、この程度の日になら6月の中旬にでもしておいていただければよかったですというふうに思います。それはその程度の話で。

ほかに、ご質問、ご意見ございますか。

それでは、この件も取り扱いをお諮りいたします。これは業務委託ですから報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、了承ということでございます。ご苦労さまでした。

それでは、資料6の「新宿区多文化共生連絡会業務委託について」のご説明をお願いいたします。

【多文化共生担当副参事】地域文化部で多文化共生担当副参事をしております月橋と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、資料6の2ページ目をごらんください。新宿区多文化共生連絡会の業務委託につきまして、報告をさせていただきます。

この多文化共生連絡会といいますのは、第一次実行計画で地域とはぐくむ外国人参加の促進という計画事業がございまして、実は平成18年度からネットワーク連絡会という名称で、このときは新宿区が主体となって立ち上げた会議でございまして、それが前身、母体となって、現在会議として運営されているものでございます。

区では、地域で暮らす外国人、それから町で暮らす方々、あるいは外国人を支援する団体の方、NPOの方、そうしたさまざまな主体がお互いに顔の見える関係で、お互いに意見を言い、あるいは情報を共有し、日本人と外国人がともに暮らす多文化共生のまちづくりというものを進めておりまして、その実現のためにこうした連絡会を立ち上げているものでございます。

実は、この平成22年度、昨年度から、ネットワーク連絡会をもう少し機能強化しようということで名称を変更いたしました。多文化共生連絡会と名称を変更しまして、規約を定め、また会長、副会長、それからファシリテーターという形で会を運営していくための役員の方を定めまして、より会議体としてしっかりしたものになりたいということで進めていったわけでございます。

本来でありますと、昨年度22年度からこの会議を立ち上げて、なおかつ新宿未来創造財団に

業務委託をしておるところでございますので、本来ですと、昨年度のこの審議会でお諮りすべきところでは、おくれってしまったことについては、この席でおわびをさせていただきたいと思っております。

平成22年度、23年度、今年度も引き続きこの会を運営しているわけですが、その運営につきまして、先ほど言いました新宿未来創造財団に運営の業務委託をお願いしているというところがございます。

それでは、次のページをごらんください。

具体的にどのような情報を事業者に取り扱わせているかというところではございますが、先ほど言いましたように、この会には約40名ほどの会員の方が参加しております。これは行政を含めた数でございますが、その方々の氏名、住所、それから電話番号、メールアドレス、こうしたものを個人情報として取得させていただいて、受託事業者提供しているところでございます。ただし、会員のすべての方のこうした項目を取得しているわけではございませんで、例えば氏名と住所だけの方もいらっしゃる、メールアドレスと氏名、そうした方も中にはいらっしゃいます。

こうした個人情報を取得させていただく大きな理由というのは、この会のいろいろな開催通知であるとか、それから、議事録等ができたときの皆様への情報提供であるとか、そうしたことに使うためにこうした情報をいただいているわけでございます。

具体的な委託の内容でございますけれども、多文化共生連絡会の企画・立案、それから会員への連絡・通知、資料の作成や印刷、それから実際に会議の中での議事録の作成、それから、この多文化共生連絡会の中で、いろいろと多文化共生についての推進というものをやっていくためにイベント等を企画し実施しておりますけれども、そうしたものの企画、あるいはその準備、そうしたものが今回の委託の内容になってございます。

委託に当たりまして、受託事業者は個人情報の保護をしっかりとやっていただくということをお願いしているわけでございますけれども、別紙につけました特記事項をつけるというところから、それから、委託期間が終了した後については、提供データを速やかに消去させるというところをしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますけれども、取扱責任者とそれから取扱者、これはあらかじめ指定をさせます。それから、提供された情報は施錠できる金庫、キャビネットにしっかりと保管をさせる。それから、電子データにつきましては、これはもう特定の職員にパスワードで管理をさせて、だれもがその情報を見ることのできないように厳重

に管理をしているところでございます。また、この委託業務が終了した後については、そうしたデータを速やかに消去させるという手段を講じているところでございます。

簡単な説明で恐縮でございますけれども、新宿区多文化共生連絡会業務委託につきまして、報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

【会長】じゃ、私から一、二。このイベントの実施というのが書いてあるんですが、具体的にどんなことをされるのかということと、それと、この委託の期間なんですけれども、これを拝見すると1年度なのかなと。こういう会議って毎年やっているんじゃないかなという気がして、それは毎年毎年、何か違う形でこちらに報告をされる予定なのか、全く同じことなら継続みたいな形でこちらに報告されるのか、そのあたりはどうなんですか。

【多文化共生担当副参事】まずイベントについてですけれども、実は昨年度、3月20日に多文化共生フェスタという比較的大きめのイベントを企画しておりました。ただし、このイベントにつきましては、東日本大震災の影響で残念ながら実現には至らずに、本当に直前で中止ということになってしまいましたけれども、その際の内容としましては、多国籍のいろいろな国の屋台、それからいろいろな国の民族音楽や踊り。あるいは外国語の入門コーナーとか、そうしたものを区立の大久保公園と、それからすぐそばにあります、私どもの直営施設でありますけれども新宿多文化共生プラザ、こちらのほうで行う予定をしておりました。

それ以外にも、多文化共生についての啓発事業ということで、国際理解講座的なものであったりとか、あるいは日本の生活習慣やルールを外国人の方に知ってもらうような、そういう講座ですとか、そうしたものも企画をしているところでございます。

それから、契約期間のお話でございますけれども、基本的には、この多文化共生連絡会は1年ごとに業務委託の契約をしまして、それぞれ単年度単年度で運営していくという考え方でやっているところでございます。

以上でございます。

【会長】ほかに、ご質問、ご意見。井上委員。

【井上委員】これ業務委託でかかっているんですけれども、そもそも連絡会の主体を未来創造財団に移すというふうな考え方はお持ちでないでしょうか。というのは、これは区がやっているから、区からレガスのほうに情報をこうやって、個人情報渡すという形になって、こういう手続をやることになると思うんですけれども、個人情報の観点もそうですけれども、やはりそういう財団法人化という観点からいけば、こういう連絡会そのものを未来創造財団のほうでやるというお考えはお持ちじゃないんでしょうか。

【多文化共生担当副参事】今のご質問にお答えいたします。

この多文化共生連絡会の事務局を、今現在、新宿多文化共生プラザという施設に置いております。この新宿多文化共生プラザというのは、新宿区の直営施設ということで、そこには区の係長級の職員が所長という形で勤務している施設でございます。何よりも、まず新宿区、区が多文化共生施策をまず中心となって推進していきたいという強い思いもございまして、それをすべて未来創造財団に委託するのではなくて、区がまずは主体的な形で、区の事業として実施をしていきたいということで、こういうふうな委託の形態をとらせていただいているところでございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかに、ご質問、ご意見ございますか。田中委員。

【田中委員】単純な質問で申しわけないんですが、具体的に22年度、昨年度からやられて、こういうふうに委託をされているわけですが、その中で、例えば受託事業者に行わせる情報保護対策ということでやっていますが、もう既に、要するに昨年と同じように、これ多分やっていると思うんですよね。そういった点で、こういうちゃんと施錠できる金庫に保管をしているとか、そういうのは皆さんのほうでは確認をしているんですか。

【多文化共生担当副参事】具体的には、こうした施錠できるキャビネットに、例えば紙ベースでの名簿とか議事録、そうしたものを保管している状況。あるいは、パソコンで管理する場合はパスワードでしっかりと管理すると。そうしたところは私どもが直接確認をしております。

【会 長】私いつも、今の質問が出たから聞くんですけれども、金庫、キャビネットって、使っているときに金庫の中に入っていたら使えないので、昼間使うときは外に出ているんじゃないかと。要するに、机の上にあるんじゃないかと。そのほうが正常な状態であって、夜中に金庫の中に入れてくださってもそれは当たり前なこと、だれももういないだし、危険はほとんどないので、むしろ昼間の出しているときとかパソコンに電源が入っているときとか、そういうところの細かな管理というか、区のほうとしては委託先に指導とか監督、そういうのをもう少し細かくやっていただいて、少なくとも、それを毎日やれとかそういうことじゃなくて、そういうここに記載されている、これはいつもそうなんですけれども、どのご報告事項を見てもみんなこう書いてあるので、多分今の質問も、おぎなりに書いてあるだけじゃないのという質問だと思うんですよね、はっきり申し上げて。

私の質問は、それについて、夜中に金庫に入れてくれたって何の意味もないので、昼間だれでも見られるような状態の管理状態はどうでしょうかねというのが、実際の我々の疑問であっ

て、別に回答はいりませんけれども、そういうこともやはり目配りしながら監督・指導していただきたいなというふうに思います。

じゃ、そういうことで、今の田中委員に対する回答、何かございましたらまた追加していただいても構いません。

【多文化共生担当副参事】先ほど指摘いただきました個人情報の日ごろの管理というか、そうした受託業者による取り扱い、これについては確かに、会長からも委員からもご意見を今いただいたところでございますので、区としても、常にそこは事業者との連絡を密にしながら、今後さらに個人情報の保護に気をつけていきたいというふうに考えております。

【会 長】よろしく願いいたします。

ほかに、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

それでは、この件については報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、了承ということで終わりにいたします。

続きまして、資料7の「外国にルーツを持つ子どもの実態調査の実施について」のご説明をお願いいたします。

【多文化共生担当副参事】それでは、引き続き多文化共生担当副参事から説明をさせていただきます。

外国にルーツを持つ子どもの実態調査を今年度実施する予定でございます。目的としましては、資料の2ページに書かせていただきましたが、新宿区に住む外国にルーツを持つ子どもの実態と、そのアンケート調査、インタビュー調査によって明らかになる保護者のニーズであるとか子どもの実態というものを今後の施策につなげていきたいというところで、この実態調査を実施するものでございます。

対象者は、新宿区に住む就学期にある子どもを持つ保護者、こちらを対象とさせていただきますと思っております。

概要でございますけれども、先ほどもございましたが、約3万5,000人の外国人が新宿区に住んでおります。その中で、学齢期の子どもというのは約1,600人おります。こうした子どもたちについては、教育委員会が中心となって日本語サポート指導であるとか、あるいは教科支援を行っておりますし、私ども文化観光国際課でも、夜の日本語教室ということで、子育て支援施設を活用して、そうしたボランティアによる教科支援をやっているところでございます。

今回、こうした外国にルーツを持つ子どもたちの実態を明らかにし、保護者のニーズをしっ

かりと聞くことによって、今後日本語サポートだけではなくて、教科支援や生活支援といったトータルケアを含めた区としての施策を考えていきたいというふうに思っております。

実施方法でございますけれども、アンケート調査とインタビュー調査をそれぞれ行う予定でございます。アンケート調査は1,500世帯、それからインタビュー調査は200世帯を、目安というか目標にしております。

昨年度のこの審議会で、目的外利用については実はご承認をいただいておりますけれども、外国人登録原票に登録されている外国籍の方々のデータ、それから、国民健康保険のデータで、新宿区が持っているところから住所と氏名を抽出させていただいて、そちらのほうからアンケート調査、インタビュー調査を実施していく予定でございます。

それでは、次のページをごらんください。

この事業の委託先でございますけれども、これからプロポーザルを行いまして事業者を決定していく予定でございます。

委託に伴いまして事業者処理させる情報項目でございますけれども、アンケート調査につきましては住所と氏名、それから調査票を言語別に翻訳して提供するというところがございしますので、その国籍といったところも、国籍というか言語別の仕分けという形で事業者には提供したいと考えております。それから、インタビュー調査につきましては、アンケート調査を行ったときに、その中にインタビューについて同意をさせていただく別紙のようなものを封入しまして、インタビューに応じてもいいですよというふうにお答えをいただいた方を対象として調査をしたいというふうに考えております。

今回、資料としまして、別紙でインタビュー調査でどのようなことを聞くのかというところを案としてお示しをさせていただいておりますので、そちらをごらんください。インタビュー調査項目ということで、ここに1から10までの項目を出させていただいておりますが、この項目につきましては、まだこれでコンクリートされたものではございませんで、今後、業者が決まりましたら、区と業者の中で、再度このインタビュー調査の項目については調整をしていきたいと思っておりますけれども、今現在私どもで考えているのはこうした調査項目ということで、ご理解をいただければと思います。

それでは、申しわけございません。もう一度先ほどのペーパーに戻っていただきまして、具体的な委託の内容でございますけれども、調査票の印刷、それから調査票の封入・封緘、封入・封緘した発送用封筒の納品、それからアンケート結果の集計、それからインタビュー調査の立ち会い集計、こうしたものを事業者には委託する予定でございます。

それから、委託の時期でございますけれども、契約締結の翌日から平成24年3月末までを予定しております。

また、委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たり別紙の特記事項を付します。それから、業務終了後は提供及び収集した情報を速やかに返却をさせます。こうしたことは、実際の業務の仕様書に記載をする予定でございます。

また、委託事業者に行わせる情報保護対策でございますけれども、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定いたします。それから、提供された情報及び収集した情報は、施錠できる金庫にしっかりと保管をさせると。そうしたことで、個人情報保護の管理をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

大変雑駁でございますけれども、業務委託についての説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

私から1点。アンケート調査票、ついていないのはそれでも構わないんですけども、アンケート調査の項目というのは、ここに添付されているインタビュー調査項目に似たようなものをもっと細かく質問したような調査項目なんではないでしょうか。

【多文化共生担当副参事】大変失礼いたしました。アンケート調査項目で、今現在私どもが考えておりますのは、おっしゃるとおり、インタビュー項目よりはもう少し細かい項目にはなりますけれども、例えば保護者の属性であるとか子どもの属性、どこで生まれて、今どういう学校に通っているのか、外国人学校なのか、それとも日本の公立小学校なのか、そうしたことを聞いたり、あるいは、実際に不就学という問題が少しございまして、実際に子どもたちが今、学校に通っているのかどうか。あるいは子どもの生活の実態、例えば放課後どういったところで過ごしているのか、休日も含めた、そうした子どもたちの過ごし方。それから、保護者が今現在、子どもを学校に通わせている中で困っていること、あるいは行政に要望していること、そうしたことを、ほかにもいろいろございますけれども、インタビューよりは、より細かくアンケートとして聞いていこうというふうに考えております。

【会長】いずれにしろ、先ほどもちょっと申し上げましたように、収集の問題は気をつけていただきたいので、強要にならないように。特に外国人の方だから誤解されても、逆に区政に悪影響をもたらすので、収集の段階ではできるだけ気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、委員の方でご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。田中委員。

【田中委員】これ、受託事業者に行わせる情報保護対策は、今回の場合はこの2点になっているんですけども、先ほどの自治創造研究所の場合ですと、受託業者はISO27001シリーズまたはプライバシーマークを取得していることとするということで、書かなくてもそういうことになっているのかもしれませんが、その辺でちょっと違いが出てくるんですけども、それはどういうことなんでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【多文化共生担当副参事】今、委員からご指摘のありましたものについては、ちょっと現在のところ、私どものほうではそこまでのところを想定しておりませんので、今のご指摘については、これから事業者を選んでいく、事務手続はこれからでございますので、そのところはもう一度持ち帰ってしっかりと検討したいというふうに思います。

【会 長】田中委員。

【田中委員】いずれにしても、結局この特記事項はいわゆるそういうことがないように、また、そういうことがあった場合には公表するよということを含めて書いてあるんですけども、とにかく個人情報を扱う上では、その会社の、あるいは業者の実績ですね。やっぱり事故なく対応しているのか、それから社内を含めて厳しく情報が管理されているのか。多くの……多くのではないけれども、事故があったところも、もちろんそのことをやるつもりじゃなくて、結局今もいろんなメーカーの個人情報が流出しているという事例等々もあるので、完全な体制をとっても外から漏れることとか、内部の職員の人や従業員の人でちょっとやはり防げないような事故が多々起こるわけですので、そういう意味では、その事業者がどういう対策を練っているのかということ判断をしないと、なかなか守れないんじゃないかと思いますので、ちょっとそこはもう少し工夫をしていただきたいなというふうに思います。要望だけしておきます。

【多文化共生担当副参事】今の委員のご意見、十分に受けとめさせていただきます。それで、これはプロポーザルということで、これから企画提案を事業者からさせていただき、審査をしていくということでございますので、そうした個人情報に対してどのように日ごろから管理をしているのか、そうしたところも提案項目の中に盛り込みながら、その部分も含めて、しっかりとした業者を選んでいきたいと考えております。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかに、ご意見、ご質問。どうぞ。中村委員。

【中村委員】対象者が、外国にルーツを持つ子どもの親とあるんですけども、実際、子どもさんたちのご意見というのは対象にならないで、やっぱり学校とかに通われている当人の、お

子さんに新宿区が行っている日本語教育に関してどういったご意見を持っていらっしゃるか、子どもさんのご意見もやっぱり必要なと思うんですけども、ここで対象者が親になった理由というのはどういった理由なんでしょうか。

【会 長】どうぞ。お願いします。

【多文化共生担当副参事】やはり子どもたちの教育、あるいは子どもたちが日ごろ学校でどのようなことに困っているのか。それから、子どもたちの進路をどのように考えているのか。そうしたところをまずはしっかりと聞くことかと思ひまして、主には保護者の方を対象にというふうに考えております。

ただちょっと、先ほど私のほうで説明が不足しておりましたけれども、アンケート調査項目の中には、実際に子どもの声という項目も設けたいと考えておひまして、実際、学校で子どもたちがどういったことに困っているのか、学校のどういったところが好きなのか嫌いなのか、そうしたところも、当然それは親を介して子どもたちの声を聞いていただくことになると思ひますけれども、そういうアンケート項目も盛り込みながら、親も子どもも含めたニーズをしっかりと探っていきたいと考えております。

【会 長】中村委員。

【中村委員】こういった調査をどうせやるんでしたら、やっぱり保護者とお子様の、当人のお声も聞いたインタビューのほうが今後の施策にはとても役に立つのかなと思ひまして、質問させていただきました。

【会 長】その点は、ぜひご配慮をいただきたいと思ひます。

ほかに、ご質問、ご意見ございますか。

よろしければ、これは報告事項ですので了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、了承ということで、この件は終わりにいたします。

では次に、資料8の「人事考課に関する職員意識調査における調査票封入封緘及び集計業務委託について」のご説明をお願いいたします。

【人事課長】総務部人事課の森と申します。どうぞよろしくおひしいたします。

座らせてご説明をさせていただきます。

お手元の資料8に基づきまして、人事考課に関する職員意識調査における調査票封入封緘及び集計業務委託につきましてご説明をさせていただきます。

資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。

事業の概要でございます。事業名、担当課、目的、対象者につきましては、記載のとおりでございます。

事業内容でございますが、管理職員及び一般職員を対象といたしまして、人事考課制度に関する職員意識調査を実施するものでございます。

調査票は、対象別に管理職員と一般職員の2種類を作成するもので、調査対象者につきましては、管理職員約100人及び一般職員1,000人とするものでございます。

対象者は、職種、職層、職場及び在職年数が偏らないように配慮した上で無作為抽出し、回答は無記名方式とするものでございます。

業者への委託事項につきましては、調査票の印刷、調査票の封入・封緘、あて名シールの張りつけ、調査票の開封、回答結果の集計及びデータ化でございます。あて名シールの印字事項につきましては、調査対象職員の氏名、所属名とするものでございます。

封緘されました調査票の対象者への送付につきましては、人事課の担当職員が行い、回答済みの調査票のあて先につきましても人事課担当者あてとするもので、人事課においてとりまとめを行うものでございます。

集めました調査票につきましては、委託業者に調査結果分析をしていただき、その結果につきまして、本制度の現時点での効果、制度に対する職員の意識、運用上の問題点を把握し、課題に対する改善策を検討していくということでございます。

資料を1枚おめくりお願いいたします。

件名が、人事考課に関する職員意識調査における調査票封入封緘及び集計業務委託についてでございます。

保有課、登録業者の名称は、記載のとおりでございます。

委託先についてでございますが、現段階においては未定でございます。当審議会終了後に業者を決定していきたいというふうに考えております。

委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、職員の氏名、所属名、対象者は無作為抽出でございますが、調査回答内容は無記名式でございます。

処理させる情報項目の記録媒体でございますが、あて名シール、調査票など紙による処理でございます。

委託理由につきましては、調査対象者が1,100名と多く、職員が処理するには多大な人員と時間が必要になるため、委託をするものでございます。

委託内容でございますが、先ほどご説明をさせていただきました事業内容のとおりでございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、平成23年7月1日から平成23年11月30日までと予定しております。

委託に当たりまして、区が行う情報保護対策は、別紙特記事項のとおりでございます。また、業務終了後、提供した情報を返却させるということでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できる金庫に保管するというところでございます。

以上で、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【会長】ご苦労さまです。

私から2点。こういう職員の意識問題ですから、ここに職員組合というのがあるんじゃないかと思うんですけども、そちらのほうとの了解は得てあるんでしょうかというのが1点と、それから、委託の内容に回答内容の集計というのが入ってしまっていて、封入・封緘なら簡単なことかなと思っていたんですけども、集計というのを考えてみれば、そのアンケートの回答用紙を全部ボンと渡すのもあるだろうし、何かこちらで庁内で処理したものを何か集計してもらうのかもしれない。ここらあたりの実態は、個人情報はどう扱われるかという点をご説明いただきたい。

【人事課長】1点目の職員組合との関係でございますが、調査に当たりましては、情報の、こういう調査をしますということについてはお話をさせていただくとともに、調査結果については職員に公表しておりますので、組合のほうにも情報提供するという形にさせていただいております。

それから、集計の件でございますけれども、集計につきましては、お話がございましたように、いろんな問いに対しての答えがございますので、それ自体をそのままお渡しをして、内容の集計・分析をしていただくということにさせていただいておりますので、当初の段階で、私どもが開封をして何らかの処理をいったんしたものをお渡しするということでは考えておりません。

以上でございます。

【会長】要するに、委託業者に渡すものは無記名の状態で渡すから、個人情報としての評価はないという理解でよろしいですか。

【人事課長】大変失礼いたしました。そういうことでございます。あくまでも、あて名シール

という部分では所属とお名前が出てきますけれども、調査票そのものについては無記名で、何もそこには表に出てこないということになっております。

【会長】わかりました。

委員の方で、ご質問、ご意見がありましたら。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】じゃ、了承といたします。ご苦労さまでした。

次に、資料9の「新宿区立あゆみの家における指定管理者制度の導入について」、ご説明お願いします。

【あゆみの家所長】あゆみの家の所長の佐藤です。よろしくお願いいいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、資料9をごらんください。新宿区立あゆみの家における指定管理者制度の導入について、報告事項はその管理・業務委託についてでございます。

1枚おめくり願いまして、業務の概要でございます。あゆみの家、指定管理者制度を導入するわけでございますけれども、目的は、柔軟で多様なサービスの提供と、施設管理の効率化を図るためということでございます。

対象者は施設の利用者、活用した事業の利用者ということでございます。

今回、同じような内容なんですけれども、2つ挙げさせていただいております。24年4月からの指定管理者に委託する業務というのが1番、それから2つ目で、そのためにやはり引き継ぎが重要ということで、2番に指定管理への移行準備というのを挙げてございます。

個人情報につきましては、この2つ同じような内容でございます。1番ですけれども、(1)施設の設置目的に関する事業の実施ということで、生活介護事業、それから短期入所事業、日中ショート事業、土曜ケアサポート事業。それから(2)として会議室の利用、それから(3)として施設の維持管理というものでございます。

その生活介護事業等移行の引き継ぎをするために、23年11月から24年3月末までの5カ月間引き継ぎ期間を設けまして、この間も個人情報を提供するというような形でございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

新宿区立あゆみの家における指定管理者制度の導入についての内容でございます。指定管理者の名称は、現時点では未定です。今、募集をしているところで、23年5月から公募をしております、8月には決定したいというふうに思っているところでございます。

個人情報の業務は、記載のとおりでございます。

取り扱う個人情報でございますけれども、記載されている氏名、性別、生年月日等々、事業者さんのいろいろな特徴を引き継ぎ、あるいは24年4月以降に確実にしていくために、細かい内容についても引き継いでいきたいというふうに思っております。

それから記録媒体ですけれども、お渡しするときは紙だけを想定しております。ただ、その紙から指定管理者さんが電子媒体に落とすこともありますので、電子媒体も挙げております。

開始時期及び期限ですけれども、24年4月1日から29年3月31日までの5年間ということでございます。

情報保護対策ですけれども、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定いたします。それから、個人情報が記載された書類等は施錠できる金庫、キャビネットに保管をします。それから、職員に対しては、個人情報保護に関する研修等を実施するというようなことをやっていきたいというふうに思っております。

それから、指定に当たり区が行う情報保護対策ですけれども、協定書をつくります。その中で、新宿区の情報セキュリティーポリシー、それから新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付すとともに、協定書に、次のページにあります特記事項を付していきたいというふうに思っております。

それから、次のページですけれども、最初にお話ししたとおり、指定管理にしていくために前もって業務委託をするということで、同じ内容を事業者さんのほうにお渡しするというような内容で、記載のとおり、同じような内容で書いてございます。次のページの特記事項も同じような内容でございます。

簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

【会 長】 ご苦労さまでした。

私から1点だけ。利用者の数は何名ぐらいを、これは想定された事業なんですか。

【あゆみの家所長】 生活介護事業につきましては、定員が45名でございます。現在42名というところで、ちょっと欠員がありますけれども、45名の定員でやっております。それから、短期入所については、その45名の定員に加えて、生活介護でない方も受け入れておりますので、プラス数十名を登録しております。

以上でございます。

【会 長】 ありがとうございます。

委員の方でご質問、ご意見がございましたら。鍋島委員。

【鍋島委員】委託期間が29年までで長いと思うのがありますし、ここが取り扱うものが医療関係のこともここに項目として挙がっておりますので、ここでお渡ししたものの以外に、この5年間にはふえていったり減っていったりすると思うんですね。その取り扱いについてももちろん守るということですが、途中で業務監査みたいなものがあるのかなのかということと、ありましたら、やはりこの個人情報に関することも、これはなされるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

【会 長】お願いします。

【あゆみの家所長】指定管理、新宿区の場合は一応5年間というのが多いということで、5年間にしてございます。その間に立ち入り検査、それから書類を提出させて審査もするところでございます。その中で、この個人情報についても丁寧に審査をしているところでございますので、これからもやっていきたいというふうに思っております。

【鍋島委員】もう一つ。先ほど言いました、ここでお渡しする項目よりふえる場合とか、項目自体はふえないけれども内容はふえるとか、何かあると思うんですけれども、どうしても収集しなくちゃいけない項目がふえる場合も出てきたような場合はどうなのかということをおし上げたんです。

【あゆみの家所長】失礼いたしました。その点につきましても、現在考えているもののほかに出てきた場合、あるいは現在出ているものがふえた場合につきましても、同様に、個人情報の保護については同様にやっていくというふうに考えてございます。

【鍋島委員】それは、個々の項目をふやすということで、協議とかはしないわけでしょうか。

【あゆみの家所長】もちろん協定書をつくるわけでございますけれども、その協定書に、最後のところに、書いていないものについてはお互い協議して決めるという形にしておりますので、そういったまだはっきりしていない、そういったものがふえてきたりした場合には、区と指定管理者が協議して決めるというような内容が協定書に入りますので、その中で、新しい個人情報についてもきちんと管理するというような形にしていきたいというふうに思っております。項目もふえましたら、きちんと区のほうに報告させるというふうに思っております。

【会 長】今の点は、ここは個人情報を収集することもチェックの対象にしているんですよ。今のご質問は、この項目、ここに書いてあるのはここで了承したからいいけれども、勝手に項目をふやして収集するということは、やはり本来ならここで審議対象になるんじゃないかという質問だと思うんですね。

だから、今の協議するというだけじゃなくて、もっと厳密に項目は管理していただいて、そ

ちらのほうで自由に項目をふやして微妙な個人情報を収集されたら、それは問題になってくるわけなので、やはり収集する項目については気をつけて扱ってほしいし、今みたいに拡張するのであれば、大変手間な話でしょうけれども、内容にもよりますけれども、新しい項目だと言われるような項目だと、ぜひこちらのほうへご報告いただきたい。こういうことなんです。

【あゆみの家所長】失礼いたしました。この今の個人情報の項目で網羅しているのではないかという先入観で発言いたしました。新しく、新しい項目ができましたら、報告は事前に収集する前に区のほうに上げさせて、なおかつこの審議会にかけて了解を得て、新しい項目に対応したいというふうに思っております。

【会 長】お願いいたします。

ほかに。小林先生。

【副 会 長】各委員さんが心配されているのはどういうことかということ、まだおわかりになっていないんだと思うんですけども、区役所から指定管理組織に情報を渡す問題というのは、実はそれほど重要じゃないんですよ。なぜかということ、この事業からは手を引くわけですから、行政は。その後に、5年間の間に、その指定管理者が独自に情報収集ができるわけです。それを区としてチェックできるんですかということを知っているんですよ。それを放棄してしまうと、もう指定管理者は自由にやれるとか、アンケートでも何でもやり放題とっちゃうということになったら大変なのであって、指定管理者に業務を委託した後も、その団体が情報を収集することに対して、区として担当課はどういうふうなチェックをするんですかということが一番重要なんだと思うんですね。事業が始まってしまえば独自にとれるんです。来ている方はね。そこが問題なんですよ。

【あゆみの家所長】その点については、主管課のほうに担当というものが設けられる予定ですので、その辺の担当の主管課のほうで、そういった立ち入り調査とかしながら、あと、今も直営でやっているときに保護者会とも十分密接に情報交換をしておりますので、その辺も、指定管理に移った後もそのようなものをきちんとやるように、個人情報についてもきちんとやるように指導していきたいというふうに思っております。

【会 長】井上委員。

【井上委員】先ほどの多文化共生のときも質問したんですけども、基本的に指定管理が入っても、これは区の事業としてやっていくわけですよ。

【あゆみの家所長】はい。

【井上委員】その意識を多分、副会長とか鍋島委員とか皆さんが気にしていて、区の事業と

してやっているからこの場にかけているわけですね。これがもう区の事業として撤退すると、どこかのところにもうやってもらうという形だったらば今の話でいいと思うんですけども、区の事業としてやっているという意識を持った上で、持っているから、あるからこういう場でちゃんと手を踏んでいるということを、ぜひとも認識していただきたいということでございます。

【あゆみの家所長】あゆみの家、今度指定管理ということですけども、現在、指定管理に移っている障害者施設がございます。その施設についても、主管課のほうで折に触れて施設に赴いて指導をしているというふうに聞いてございます。また、職員の総合研修なんかも主管課と指定管理施設等でやっておりますので、その辺も含めて、十分に交流をしながら指導していきたいというふうに思っております。

【会 長】ぜひ委員の意見が反映されるようにご協力ください。

【あゆみの家所長】はい。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますか。田中委員。

【田中委員】この指定管理者制度になれば、当然条例ができるということにもなるわけですけども、その条例の中には、こういった個人情報きちっと指定管理者が守るという項目はあるんですか。

【あゆみの家所長】条例改正を3月にさせていただきました。ちょっと条例の案文を持っていないんですけども、その辺については、ちょっと今、記憶にないんですけども。

【会 長】田中委員。

【田中委員】今お話をしたように、指定管理者の制度は、区が当然指定管理者を選んで、条例を決めて当然やるわけですね。だから、そういう意味では、今ある情報だけじゃなくて、当然新しい情報が入らなければならぬですね。それは利用者がどんどん変わるわけですから。

そういう意味では、ここだけ読むと、例えば、今までだと委託業者が知り得た情報を使ったら、例えばあて名みたいなものであれば、それを破棄するとか返却するということがありますけれども、指定管理者が5年なら5年をやった後、もしかしたら、そこで得た情報をどうするかということが当然ありますよね。そういう意味では、だから、その項目がちょっと、これではなかなか読めないと思うんですよ。

指定管理者が知り得た、あるいは収集した情報は、その指定管理者のものじゃないわけですから。それは当然、区に帰属するものになるので。そうしたら、次の指定管理者が選ばれた場合はそこに引き渡さなければいけない。しかし、それは業者から業者へ引き渡されるものでは

なくて、いったん区がやっぱり管理をして、区から新たな指定管理者ですね。それが指定管理者でなければいいですけども、そういうことになりますので、ちょっとその辺の情報をどうするかということが、皆さんおっしゃっていることだと思いますけれども、そののところをやっぱり明確にして、普通の、ある意味でいくと、結局委託するというだけのものじゃない活用とか得るものが当然あるわけですので、その辺をちょっと少し注意して行って、発展をさせていきたいなというふうに、私は思います。

【事務局】条例上の取り扱いなんですけれども、個々の指定管理者の条例の中に、個人情報保護についての規定というのは、現在のところ特にありません。そうではなくて、一括した規定としまして、新宿区の個人情報保護の条例の第14条で、業務委託等にかかわる措置ということで、実施機関が個人情報取り扱い業務を委託し、指定管理者に区の公の施設の管理を行わせる云々、ときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならないということで、個人情報保護条例のほうで一括して規定しているという形になっております。

【会長】どうぞ。

【あゆみの家所長】あと、特記事項の中で、個人情報の引き渡し義務等ということで、指定が終了した場合は、当該指定管理業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに区に引き渡すものとする。ただし、区が別の指示をしたときはその指示によるものとするというようなものを設けてございます。この辺をしっかりと協定の中で反映させていきたいというふうに思っております。

【会長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

なければ、報告事項2件でございますが、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、了承ということにいたします。ご苦労さまでした。

時間が過ぎましたけれども、もう1件だけ、資料10だけやらせていただいて、11はちょっと次回送りということにさせていただきます。恐縮ですが、もう少しご協力ください。

それでは、資料10の「家庭ごみ排出実態調査における排出原単位調査委託について」のご説明をお願いいたします。

【生活環境課長】生活環境課長です。よろしく願いいたします。

それでは、資料10のほうをごらんください。これは、個人情報の収集に伴う業務委託ということでご報告させていただくものでございます。

事業の概要をお開きください。家庭ごみ排出実態調査業務委託で、排出原単位調査というも

のです。排出原単位調査と申しますのは、区民1人が1日当たり出す、排出するごみの量というものを調査するというところでございます。

担当課は、生活環境課です。

目的ですが、世帯状況によるごみの出方や排出者1人当たりのごみ量、これを把握するために排出原単位調査を行います、それによって区のリサイクル清掃施策、この辺の基礎資料とするという目的でございます。

対象者ですけれども、地域特性、戸建ての地域、あるいは集合住宅の地域、この地域特性から区が特定した地区、大体戸建て2地区、集合住宅2地区ぐらいを予定しておりますが、計4地区のおよそ2,000世帯を目途といたしますけれども、そのうちの、このサンプル調査にご同意を、協力を得た世帯、大体100世帯ぐらいを目途としておりますが、その世帯をサンプル世帯として調査したいと考えております。

事業の内容です。サンプル世帯の選定に際しましては、受託事業者が、区が特定いたしました地区の世帯を無作為に訪問いたしまして、調査についての説明を十分ご説明して、協力依頼を行うというところです。

サンプル世帯は、区の収集日に合わせまして、通常は集積所なり資源回収拠点に運ぶんですが、ご自宅の玄関先、あるいは軒先等々の指定した場所にサンプルのごみを出していただいて、受託事業者がこれを回収いたしまして、受託事業者は清掃事務所に設けます調査用の作業場所まで運搬いたします。

受託事業者は、収集したごみにつきまして組成分析、どういう内容か、それから量ですね、また資源量というものの測定を行うというものです。分析作業終了後は、通常のごみと同様に処理、処分させていただきます。

調査期間ですけれども、燃やすごみが同一週の2回分、それから金属陶器ガラスごみが1回分、古紙、容器包装プラスチックごみ、あるいは瓶・缶・ペットボトルということで、各資源1回分というのを対象といたします。

それから、(6)の家庭ごみ排出調査を行います。これは、本報告させていただきます排出原単位調査のほかに、集積所のごみを無作為にとらせていただいて、その組成分析などを行って、家庭ごみの組成割合、あるいは、ごみの中に再生可能な資源がどれだけ含まれているかということ进行分析する組成調査というものもあわせて行います。

めくっていただきまして、別紙のところでございます。

この個人情報の保有担当課は生活環境課でございまして、委託先はこれから入札により決定

いたします。

それから、委託に伴い事業者に収集させる情報項目ですが、これは排出原単位調査に協力していただけるご家庭の住所、氏名、年齢層。大体、10代、20代、30代とかそういう程度を予定しております。それから世帯人員数と調査結果というところです。

処理させる記録媒体としては紙ベース、あるいはパソコンというところです。

委託の理由ですけれども、本調査は専門性が高く、リサイクル清掃行政に精通した上で統計処理、分析が行えるという業者で、なおかつ一時的に人員を投入できるという必要があるためです。

それから、委託の内容は、先ほどの事業概要のとおりでございます。

委託の開始時期及び期限ですが、本審議会のご報告以降、契約させていただきまして、9月に調査をしようとして計画しております。1月末ごろに調査結果がまとまるという予定です。

委託に当たり区が行う情報保護対策ですが、別紙の特記事項に加えまして、委託業者が組成の分別調査、この作業を行う際には区職員が立ち会うというものです。

それから、委託事業者に行わせる情報保護対策ですが、個人情報の取扱責任者、管理取扱者をあらかじめ指定させます。それから収集データ、ご協力いただける世帯につきましては、個人名のかわりに、このサンプルで使います任意のサンプル番号を使用して、以降はそれで管理させていただくというものです。それから、提供された情報、ご協力いただいた世帯の情報は、施錠できる金庫、キャビネットに保管いたします。それから、受託者が本調査で収集した個人情報、これは業務終了後、すべて区に提出させるというものでございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

前会長、寄本先生がいらっしゃったら、寄本先生はこれのごみリサイクルの専門家でしたから、ご意見がお聞きできたんですけれども、残念です。

委員の方で、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。鍋島委員。

【鍋島委員】個人情報とはちょっとあれなんですけれども、瓶はいいんですけれども、缶でアルミ缶とかそれは、前に置いておくとすぐなくなります。どこでもそうです。だから統計はとれないと思いますので、これだけは、100軒ですから時間を定めて、それでとりに行きますとか、そういうふうにしないと集計できないと思いますよ。

それと、やはり消費者センターで、私も関連していますけれども、これはシビアになっておりますので、区のほうから、こういう回収にご協力いただいた方には、こういう業者でこうい

う名前の方が行きますよというようなことまできちっとお知らせになって、今こういうのを持っていても、にせのものを持ってきて回っている人がとても多いので、そのところは徹底してしないと、ご協力したくてもしないよという人が出てくると思いますので。

【会 長】どうぞ。

【生活環境課長】ありがとうございます。

まず、この調査を行うということは、いろいろな手段で広報で周知させていただきます。それから、調査員にはちゃんと調査証みたいな身分証明書を持たせますし、それからあと、各町会さんとかもご協力をいただいて、掲示板とかございますのでそういうところに張らせていただいて、どういう調査を行うかというのは周知させていただきます。

それからあと、これは間違いなく区が行っている調査だよということがわかっていただけるような形で、間違いなく、誤解ないように進めさせていただきます。

それから、こういったせっかく出した缶がとられないように、その辺は事業者のほうにもしっかり申し渡しして進めさせていただきます。

【会 長】よろしく願いいたします。

ほかに、ご質問。久保委員。

【久保委員】1点だけ質問なんですけど、来年の1月の末ごろに調査の結果を報告というふうに書いてあるんですけども、まずこの調査の結果はどういうふうに集積して、どういう内容の、いわゆる結果発表としてはですね。ごめんなさい。事業の概要とか趣旨としては、もちろんリサイクル清掃施策のためにということなんですけれども、ちょっと私が心配したのは、例えば、このときの結果報告に地域性ですね。ちょっとこれはたとえが悪いですが、生ごみが何%だ、例えばですけども、瓶・缶がどれぐらいだと、その地域まで含めて統計をとって発表するのかどうかというのがちょっと気になったので、質問させていただいたんですが。

ごめんなさい。ちょっと質問がわからないとあれですが、これは仮にですけども、ある地域は生ごみが多いと。例えばよそのある地域は瓶が多いと。そういうことが、そういう趣旨のいわゆる事業ではないんですけども、この調査結果の発表によっては、そういったことが生まれまいかなというのがちょっと懸念だったんですけども、いかがでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【生活環境課長】調査結果につきまして、前回平成19年度のときは、こういう冊子で調査報告をさせております。ただ、このときはちょっとアンケート調査もありましたので厚いですが、今回はアンケート調査がないのもう少し薄い形になります。

それから、前回のときは、今、委員がおっしゃられたように、地域として、大京町と上落合三丁目、北新宿一丁目というような形で調査させていただいて出しています。ただ、各出しますけれども、例えば上落合三丁目だから生ごみがどのくらいという形ではなくて、今回の調査では生ごみがこれくらいだったとか、45%とか、そういう形で出しますので、確かにそういうご懸念もあると思いますので、余り地域がわからないような形にして調査結果を出していきたいと思います。

【会 長】久保委員。

【久保委員】前回の結果、そのアンケートを見なかったので、ちょっと単純な質問だったんですが。

もう一点だけ。そうやって質問、あと区民から何かそういう、苦情はなかったんでしょうけれども、今回のこの調査結果を出すに当たって、今のこと以外に考えている項目その他、注意することというのはあるんでしょうか。こういう点に気をつけてやっぱり公表していこうとお考えのところというのはあるんでしょうか。

【会 長】どうぞ。お願いします。

【生活環境課長】出しますのが、あくまで区の一般的データということで考えておりますので、今、本当に委員ご指摘の何らかの地域とか個人とかが特定されないようにという注意はございますが、あとはとにかく一般データとして、新宿区ではどういいうごみが多いとか、どういいう資源ごみのごみとして出されちゃっているとか、そういうようなことをこの調査結果としては出したいと考えておりますので、とにかく、そういう地域なり個人なりが変に特定されないような、そういう細心の注意は払っていきたいと考えております。

【会 長】どうぞ、久保委員。

【久保委員】そういう趣旨でやられているということはよくわかったので、ありがとうございます。

【会 長】いずれにしろ、マルサの女じゃないですけども、ごみ袋の中には意外に個人情報が入っているという問題がありますので、そういうことを区民の方が余り気にされないようなやり方で、先ほどもほかの方に、提案者に説明したんですけども、収集というのは結構問題なわけなんですよね。どういう形で、どの範囲で、どういいう個人情報を収集するかというのは結構問題なので、このごみなんていうのは、さっき申し上げましたように、何が入っているかわからないので、うっかり捨てたら区のほうに回っちゃったみたいなので、そういうトラブルが起こらないように、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

ほかに、何かご意見、ご質問ございますか。どうぞ、小林先生。

【副会長】すみません。最後に時間をとってあれなんですけれども、せっかくこういう調査をされるのであれば、僕1つお願いしたいことがありまして、個人情報は大抵大切な保護の対象なんですけれども、せっかくお金をかけて行政が調査をして、何の役にも立ちませんでしたという調査が非常に多いんですね。日本全国。担当者だけが悦に入っているとかね。そういうんじゃないで、これを区民に公表して、新宿区のごみの傾向というのは特別区の中でもこうですよとかという形で、もっといい町にできるような、逆に言うと、情報の提供をしていかないと、報告書だけで終わったらだれも読まないですよ。一般の人は。

だから、僕はせっかくお金をかけてやるんなら、情報公開じゃないですけれども、情報の提供にも、個人の情報は伏せたとしても、やっぱり区民にとって、こういうことまでやってきて、自分たちもこれに気をつけなくちゃいけないんだと思わせるような、ぜひアウトプットを出していただきたいんですよ。ぜひよろしく願いいたします。

【会長】ぜひ参考にしていただきたいと思います。

それでは、この件はご質問、ご意見がなければ、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもありがとうございました。

本日は長時間、時間も延長していただきまして、大変ありがとうございました。

資料11の報告につきましては、後日、機会を見つけてご報告させるようにいたします。

それでは、きょうの以外でも何かご意見がありましたらお聞きしますが、なければ、本日の諮問事項と報告事項の審議を終わりにさせていただきます。

長い間、どうもありがとうございました。

事務局から。

【事務局】今日はすみません。資料11の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況、今回ちょっとできなかったのも、次回報告させていただきたいと思います。

ただ、区議会の総務区民委員会が今週10日と、あと来週月曜日にありますので、そちらのほうがちょっと先になってしまうんですけれども、先に議会のほうに報告をさせていただきたいと思います。

また、6月25日に広報があるんですけれども、先ほど副会長からお話がありましたように、区民の方に知っていただくということも大事ですので、こちらについては6月25日号で区民の方にも情報提供を、審議会とちょっと前後してまいりますけれども、行わせていただきたいと

思っております。よろしくお願いいたします。

あと、次回の審議会なんですけれども、6月27日の月曜日午後2時から、本日と同じ第3委員会室ということでお願いをしております。よろしくお願いいたします。

また、本日、今年度の審議会の開催日程の一覧表もお配りさせていただいておりますので、よろしく日程調整のほうをお願いしたいと思います。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

【会 長】時間が過ぎましたので、これをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 4時15分閉会